

長野県中野勤労者福祉センター 利用料金を改定しました

区分	午前9時～正午	午後0時30分～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後0時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	超過時間につき
大会議室	4,000	5,400	6,000	9,400	11,400	15,400	2,000
第1会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第2会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第3会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第4会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第5会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第6会議室	900	1,300	1,400	2,200	2,700	3,600	500
第1和室	300	400	500	700	900	1,200	200
第2和室	300	400	500	700	900	1,200	200
音楽室	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	300
教養室	600	700	900	1,300	1,600	2,200	300

(単位：円)



市が管理運営を行っている長野県中野勤労者福祉センターの利用料金を大幅に引き下げました。

施設内の大会議室(700人収容可)は講演会などの各種イベントにご利用いただけるほか、体育館としての使用も可能です。目的に応じて広さが選べる中小の会議室が6室、教養室、和室、音楽室も備えています。

イベントや団体のサークル活動、レクリエーションなどにご利用ください。

※大会議室は、「パドミントン4面、バレーボール2面(公式1面)、バスケットボール1面、卓球台8台」利用可能

お問い合わせ先
市役所商工観光課行政係
☎(22)2111(内線258)

新市まちづくり計画を一部変更

市では「中野市総合計画・後期基本計画」と平成16年8月に策定した「新市まちづくり計画(新市建設計画)」により、各種施策を実施しています。「新市まちづくり計画」について、平成23年3月に策定した「後期基本計画」との乖離が大きくなった箇所について整合を図り、また、新たに施策(事業)を盛り込むため「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を一部変更しました。

- 公共施設の共同設置、事務事業の共同処理等の推進
- 地域の基幹的病院等への支援、地域医療の充実
- 限りある財産・財源、資産・資源を有効活用した公共施設等の整備

計画の公表場所
市役所政策情報課
豊田支所地域振興課
市公式ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp>

お問い合わせ先
市役所政策情報課行政管理係
☎(22)2111(内線401)

公の施設に係る 指定管理者を指定しました

公の施設の管理運営を行う指定管理者について、平成24年4月1日付で指定管理者を指定しました。

名称	中野市民プール	管理者	シンコースポーツ(株)長野支店
期間	平成24年4月1日～29年3月31日	所管課	文化スポーツ振興課
名称	中野市多目的サッカー場	管理者	中野市体育協会
期間	平成24年4月1日～27年3月31日	所管課	文化スポーツ振興課

お問い合わせ先
市役所政策情報課行政管理係
☎(22)2111(内線401)

介護保険料のお知らせ

介護サービス見込量やサービス確保の方策などの具体的な計画を定めた「第5期介護保険事業計画」(平成24年度から3年間)を策定しました。

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加や介護サービス基盤の充実を図るための施設整備、介護報酬の改定により介護保険料は前回に比べて上昇しますが、国・県からの交

付金で上昇幅を小さくしていただきます。保険料の納付について皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

年金から天引き(特別徴収)の年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きになります。

※次の場合は納付書での納付となります。
・保険料が増額・減額になった場合
・年金が一時差し止めになった場合

段階	対象者	年額保険料
第1	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金を受給している方	22,990円
第2	世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	31,610円
第3	① 世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の方	43,110円
	② 世帯全員が住民税非課税であって、第3段階-①に該当しない方	48,850円
第4	① 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	55,180円
	② 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階-①に該当しない方	57,480円
第5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	68,970円
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	71,850円
第7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	97,710円
第8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	114,960円
第9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	126,450円

※「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

【特別徴収の方】

- 4月中旬に「仮徴収額算定通知書」を9月中旬に「本徴収額算定通知書」を送付します。
- 4月の介護保険料は前年度2月と同額を仮徴収します。
- 年6回に分けて保険料の年額が天引きになります。

※仮徴収…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、前々年の所得を基に、暫定の額を納めていただきます。

※本徴収…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

平成24年度					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

【普通徴収の方】

- 7月中旬に「納入通知書」送付します。
- 保険料の年額を7月から9回に分けて各納付期限までに納めていただきます。

平成24年度						
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
本徴収						

お問い合わせ先
市役所高齢者支援課介護保険係
☎(22)2111(内線365)